

令和7年度国民スポーツ大会北海道ブロック大会兼北海道体育大会 助成対象経費基準表

対象科目	内容、基準（上限）	証拠書類	留意事項	対象外経費
謝 金	医 師 50,000円／日・名	・謝金支給者名簿（兼）支出明細表（様式5） （受領者の氏名、金額等が一覧になっているもの） ・領収書（または銀行振込伝票） ※訂正する場合は、訂正部分に二重線を引き、以下のとおり押印の上、訂正すること。 ①金額部分：競技団体印＋本人印 ②支給年月日や本人記入部分：本人印 ③その他：競技団体印・報酬・料金等の所得税徴収高計算書(写)領収証書コピー ・各競技団体が定める支給基準等資料	・証憑書類の支給団体名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 ・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入すること。 ※署名があれば捺印不要。住所は番地まで記載すること。 ・銀行振込で支払った場合は、振込証明書等の振込を証明できる書類を証拠書類として提出すること。 ・源泉徴収を行うこと。 ※源泉徴収については所管税務署の指導に基づき処理すること。 ・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 ・領収日は従事期間の最終日以降とすること。 ・旅費は謝金には含まれないため、対象経費および対象外経費には計上しないこと。	・日当 ・受領日の記載がないもの ・基準（上限）額の超過分 ・領収書において、訂正印がない場合 ・振込手数料 ・領収日が従事期間中や従事期間前である場合 ・学校や顧問等へ一括振込をしたもの ・源泉徴収を行ったものの、「報酬・料金等の所得税徴収高計算書(写)領収証書」の提出がない場合
	看護師 14,000円／日・名			
	その他 運営役員 10,000円／日・名			
印刷費	大会を実施する上で必要な印刷物 （実施要項、競技別プログラム、ポスター、パンフレット、チラシ等） ※冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む	・見積書 ・契約書（1件20万円未満の場合は請書でも可） ・納品書 ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） ・作製印刷物配布先等一覧（様式7） ※単価・部数の明細がないものは不可	・証憑書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 ・「競輪の補助事業である」ことが示されているものに限り対象となる。 ※原則、WEBにて情報発信等を行うことを推奨。 ・印刷業者に依頼した経費に限る。 ・印刷費として計上した印刷物については、現物を2部提出すること。 ・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。	・コピー代 ・報告書の印刷費 ・デジタルデータ作成費 ・領収書に明細がわかる記載がないもの ・振込手数料
会場費	会場借上げ、会場設営、看板代等、会場使用に関わる経費	<会場借上げ> 施設所有者（管理者）が発行する ・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの ・領収書（または銀行振込伝票） ※使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。	・証拠書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 <会場借上げ> ・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。 ・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。 ・証憑書類は、「使用月日」及び「北海道ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 例：「但し、令和〇年〇月〇日、国スポ北海道ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」 ・光熱水費（冷暖房代等）は対象とする。	・明細が不明な場合 ・振込手数料 ・競輪の補助事業であることが示されている看板の写真がない場合
		<会場設営等> ・見積書 ・契約書（1件20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票）	<会場設営等> ・看板代等は、作成した看板等にJKA補助事業であることが示されているものに限り対象となる。 ・看板等作成した場合は、看板等の写真を提出すること。 ・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。	
機材・ 備品借上料	期間中一時的に借上げるための経費 （イス、机等の備品）	・見積書 ・契約書（1件20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票）	・証憑書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 ・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。ただし、会場備え付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。 ・レンタカーは機材・備品借上げ料に含まれないため、対象経費及び対象外経費には計上しないこと。	・明細が不明な場合 ・振込手数料

提出物	内容（詳細）	証拠書類	留意事項	補足事項
写 真	以下2種類 ・競技会場の風景 ・競輪の補助事業であることが示されている看板や掲示物	・カラー写真 ※Jpegデータ	・競輪の補助事業であることが示されている掲示物等を競技会場に掲示し、掲示していたことがわかる写真を提出すること。	「競輪の補助事業であることが示されている掲示物等」の掲示が確認できる写真の提出がない場合は、助成金の満額支給とならない恐れがある